

小児科外来診療料に関する院内掲示

いつも当院をご利用いただき、ありがとうございます。

当院では、厚生労働省が定める基準に基づき、6歳未満（未就学）のお子様の外来診療において、以下の診療料を算定しております。当院は【院外処方】（お薬の処方箋を発行し、調剤薬局で受け取っていただく形）をとっております。

1. 対象となるお子様：6歳未満（未就学）のお子様

※6歳のお誕生日後の「最初の3月31日」までが対象です。

2. 算定する点数（1回あたり）：お子様の診療体制等に応じて、以下のいずれかを算定いたします。

・小児科外来診療料：初診時 604点、再診時 411点

・小児かかりつけ診療料（当院を「かかりつけ医」としてご登録・同意いただいた場合）：初診時 652点、再診時 459点

【重要】取手市にお住まいの方の窓口負担について

上記の点数が算定されますが、取手市の「小児マル福」または「ぬくもり医療費助成」の受給者証をご提示いただくことで、実際の窓口でのお支払いは以下の通りとなります。

・1回目・2回目の受診：各回 一律 600 円

・同一の月に、当院への受診が3回目以降になった場合：0 円

※保険適用外の費用（容器代や文書料など）、マル福等の対象外となる場合は除きます。

※他市町村にお住まいの方は、各自治体の助成ルールが適用されます。

3. 包括される費用について

これらの診療料には、診察料のほか、処置や検査の費用が含まれています。そのため、受診内容によってお会計が大きく変動することなく、安心して受診していただける仕組みとなっております。

ご不明な点がございましたら、受付窓口までお気軽にお尋ねください。

令和8年6月

院長